



平成28年4月27日

各位

会社名 大豊工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉原 功一
コード番号 6470 (東証・名証第一部)
問合せ先 常務執行役員 河合 信夫
電話番号 (0565)28-2225 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成28年6月9日開催の第110回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第26条第2項及び第35条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第26条 (省略) 2 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その <u>社外取締役</u> が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2 当社は、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その <u>取締役</u> が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。
第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第35条 (省略) 2 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その <u>社外監査役</u> が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり) 2 当社は、 <u>監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その <u>監査役</u> が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3. 日程

平成28年6月9日開催の第110回定時株主総会の決議を経て、効力が発生します。

以上